

要請番号	【 1 】 1 (1) ① ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査 G
【要請内容】			
【 1 】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険料・利用料について ① 介護保険料の減免制度を実施してください。 ② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施してください。			
【回 答】			
介護保険料については、平成 2 7 年度から、従来の給付費の 5 割の公費負担とは別枠で、消費税増税分を財源とする新たな公費負担による低所得高齢者に対する保険料軽減を実施しているところですが、今年度からその軽減が拡大されており、来年度は更なる拡大が予定されております。 介護サービスの利用料については、施設サービス利用者に対する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、介護保険の年間負担上限額を定める「高額介護サービス費」、介護保険に加え医療保険の利用料も合算した年間負担上限額を定める「高額医療合算介護サービス費」、「社会福祉法人等による利用者負担軽減」などが実施されています。 加えて、本県の保険者においては、厚労省基準を超える所得段階の多段階化による細やかな保険料設定や、低所得者の方などに対する介護保険料と利用料の個別の減免も実施されております。 いずれにしても、県としては、特に低所得者に対する介護保険の負担軽減は全国的な課題であると考えておりますので、国に対して、制度的な保険料及び利用者負担の軽減策の拡充について要望しているところです。			

要請番号	【 1 】 1 （ 2 ） ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査G
【要請内容】			
（ 2 ） 介護保険利用について ① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。			
【回 答】			
介護保険は各市町村が保険者として運営しておりますので、介護保険利用の相談は各市町村の介護保険担当部署が窓口となります。各市町村の介護保険担当部署にどういった職員を配置するかについては、市町村の判断となりますが、県としましては、「高齢者福祉・介護保険担当職員新任研修」や「認定調査員等新任（現任）研修」の実施等により、各市町村職員の資質向上を支援しております。			

要請番号	【1】 1 (2) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導グ ループ
【要請内容】			
(2) 介護保険利用について ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。			
【回 答】			
居宅介護支援の運営基準においては、平成 30 年 10 月より、1 月に一定の回数（要介護 1：27 回・要介護 2：34 回・要介護 3：43 回・要介護 4：38 回・要介護 5：31 回）以上の生活援助中心型サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合は、利用の妥当性を検討し、居宅サービス計画に理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村へ届け出ることが規定されています。 回数を一律に制限するものではなく、届出を受けた市町村において、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であると考えております。			

要請番号	【1】 1 (3) ①	所管課名・ グループ	高齢福祉課 施設グループ
【要請内容】			
(3) 基盤整備について ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。			
【回 答】			
本県では、平成 30 年 3 月に平成 30 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 7 期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定し、計画に基づいた特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所など施設・居宅サービスの基盤整備を推進し、待機者の解消を図っているところです。 特に、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など地域密着型サービス事業所の整備については、平成 27 年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、計画に基づく整備を実施する市町村や事業者に対する助成制度を創設しており、こういった制度も積極的に活用していただきながら、介護サービス事業所の整備を促してまいります。 また、令和元年度からは、広域型特別養護老人ホームの整備についても、補助単価の増額改定を行い、整備を推進しているところです。			

要請番号	【1】 1 (3) ②	所管課名・ グループ	高齢福祉課 施設グループ
【要請内容】			
(3) 基盤整備について ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。			
【回 答】			
特別養護老人ホームへの入所につきましては、平成 27 年 4 月から原則要介護 3 以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護 1 又は 2 の方の特例入所が認められているところです。 愛知県では、入所希望者の心身の状況、家族が就労や育児などのため介護が困難であるなどのやむを得ない事情のある要介護 1 又は 2 の方は適切に特養に入所できるよう「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」を平成 27 年 3 月 5 日付で改正し、市町村及び県所管の特別養護老人ホームに通知し、適切な運用を求めているところです。 特例入所の受け入れに際しては、保険者市町村は、施設からの求めに応じ、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する地域の状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の個別の状況聴取内容を踏まえて意見書を提出することとなっております。 施設と市町村の判断に齟齬が生じることがないように適切な連携が必要となることから、今後も、会議などの機会を捉え、市町村に対して適切な運用の周知を図ってまいります。			

要請番号	【1】 1 (4) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症対策室 地域包括ケアグループ
【要請内容】			
(4) 総合事業について ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。			
【回 答】			
平成 29 年 4 月から全市町村で総合事業が開始されておりますが、従来の介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、総合事業移行後も実施することは可能であり、地域の実情に応じて対応がなされているところです。 市町村においては、介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その達成のために必要なサービスを利用者が主体的に利用できるよう支援することとなっております。			

要請番号	【 1 】 1 (4) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症対策室 地域包括ケアグループ
【要請内容】			
(4) 総合事業について ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。			
【回 答】			
総合事業は市町村が実施する地域支援事業に位置付けられ、地域の実情に応じて多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援が図られるよう、国が定める上限設定の範囲内で事業を実施することを原則としております。 なお、総合事業の財源構成は、介護保険料 50% (1 号保険料 23%、2 号保険料 27%) のほか、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5% の負担割合となっています。			

要請番号	【 1 】 1 (5) ①	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケア・ 認知症対策室 地域包括ケアグループ 地域づくり推進グループ
【要請内容】			
(5) 高齢者福祉施策の充実について ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。			
【回 答】			
国が定めている地域支援事業の中で、高齢者の居場所づくりに関する各種事業については助成対象となっております。サロンなどについては、総合事業の「通所型サービス B」（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援）において、地域支援事業実施要綱の中で「趣味活動等を通じた日中の居場所づくり」や「定期的な交流会、サロン」として例示されています。また、認知症カフェについては、包括的支援事業(社会保障充実分)の「認知症地域支援・ケア向上事業」で示されています。			

要請番号	【 1 】 1 (5) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課地域包括ケ ア・認知症対策室 地域包括ケアグループ
【要請内容】			
(5) 高齢者福祉施策の充実について ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡 充してください。			
【回 答】			
総合事業の中の一般介護予防事業は、第 1 号被保険者の全ての者及びその支 援のための活動に関わる者を対象として、介護予防活動の普及・啓発を行う介 護予防普及啓発事業や、地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行 う地域介護予防活動支援事業などで構成され、地域の実情に応じて実施されて います。			

要請番号	【 1 】 1 (5) ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査G
【要請内容】			
(5) 高齢者福祉施策の充実について ③ 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。			
【回 答】			
受領委任払い方式については、県内の多くの保険者が、何らかのサービスについて実施しております。 受領委任払いは、利用者の一時的な費用負担を軽減するメリットがありますが、事業者の事前登録手続が必要となるなどのデメリットもあることから、それぞれの保険者において、各サービスの利用状況等、地域の実情を勘案して判断いただくものであり、県としましては、保険者から相談があった場合には適切に助言をしてまいります。			

要請番号	【 1 】 1 (6) ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 福祉人材確保グループ
【要請内容】			
(6) 介護人材確保について ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。			
【回 答】			
介護職場の人員不足解消につきまして、本県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を3つの重点施策として、介護のイメージアップや中高齢者を始めとした多様な人材の参入促進、市町村等が実施する研修への助成、介護職員の処遇改善、介護ロボットの導入支援等を図るほか、外国人介護人材の受入環境整備への支援を行っています。 また、社会福祉法第93条に基づき、愛知県社会福祉協議会に福祉人材センターを設置し、本県からの委託により、福祉人材無料職業紹介所の運営や福祉分野への就職希望者に対する研修、福祉・介護の総合就職フェアの開催を行っております。			

要請番号	【 1 】 1 (6) ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導グ ループ
【要請内容】			
(6) 介護人材確保について ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。			
【回 答】			
介護職員の処遇改善につきましては、本年 10 月の消費税率引き上げに伴う介護報酬の新たな加算制度である介護職員等特定処遇改善加算により、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、一層の給与改善が進められておりますので、現時点では自治体独自の施策を実施することは考えておりません。			

要請番号	【 1 】 1 （ 6 ） ③	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険指定・指導グ ループ
【要請内容】			
（ 6 ） 介護人材確保について ③利用者にとって危険を招きかねない 1 人夜勤を自治体の責任で禁止し、8 時間以上の長時間労働を是正してください。			
【回 答】			
夜勤者の員数については、その最低数は指定基準等で定められておりますが、複数人の体制で行うこと、また、どのような勤務体制とすることは、当該事業者の責任で検討していただくべきものと考えております。			

要請番号	【1】 1 (7) ① ②	所管課室・ グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査G
【要請内容】			
(7) 障害者控除の認定について ① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。 ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。			
【回 答】			
高齢者に対する障害者控除については、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が対象とされております。 障害者又は特別障害者に準ずる者であることの認定は市町村が行うものではありますが、その取扱いについては、国通知により「「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えられる」旨と認定方法についての参考事項が示されております。 そのため、県としましては、市町村に対し、これらの法令等の趣旨に基づき適切に認定を行うとともに、制度の周知についても、各市町村の実情に応じ、適切と考えられる方法により実施するよう指導をしております。 また、機会を捉えて、国に対し、対象者の認定が公平公正かつ適切に行われるよう、より具体的で統一的な基準を示すよう伝えてまいりたいと考えております。			

要請番号	【 1 】 2 ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ① 県の国保会計に県独自の事業費補助を行ってください。			
【回 答】			
平成 3 0 年度からの国民健康保険制度改革により、県は財政運営の責任主体となり、新たに特別会計を設けることとなりました。 県は特別会計予算として、市町村が行う保険給付等に充てられる保険給付費等交付金など歳出に必要な額を見込み、その財源として、市町村から県に収めていただく納付金や国庫支出金などの歳入額を計上し、適切な特別会計の運営に努めております。 県がこれまで市町村に交付してきた県支出金の多くは、新制度においてはこの特別会計に対する一般会計繰入金となり、医療給付費等の 9 % 相当の額である県繰入金（旧：県調整交付金）や特定健診等負担金などを負担しております。 一般会計で行っております事業を含め、平成 3 1 年度は約 5 5 4 億円、被保険者一人当たり約 3 万 7 千円を予算化しているところであり、引き続き負担を行ってまいります。 このため、県独自の事業費補助は考えておりません。			

要請番号	【 1 】 2 ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ② 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。			
【回 答】			
保険料(税)の料率は、国保事業費納付金の納付額や公費（国費）の交付額等を踏まえ、国保事業に要する費用を、市町村の判断により決定されるものです。			

要請番号	【 1 】 2 ③	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ③ 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。			
【回 答】			
子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置の導入については、愛知県及び全国知事会から要請を行っており、国において引き続き議論していくこととされております。 保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより行うことができることとなっており、条例の制定は、市町村の判断により行われるものであります。			

要請番号	【 1 】 2 ④	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ④ 収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。			
【回 答】			
保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者に対して、行うことができることとなっております。 また、減免措置の内容は、市町村において判断されるものであります。			

要請番号	【 1 】 2 ⑤	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ⑤ 資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。			
【回 答】			
資格証明書の交付は、国民健康保険の保険料（税）の滞納者に対する措置の一つとして昭和 6 1 年に導入されたものであり、平成 1 2 年から義務化されています。 資格証明書の交付の対象は、災害その他の特別の事情がないにもかかわらず保険料（税）を滞納している者とされており、特別の事情がある者は、対象から除外されています。			

要請番号	【 1 】 2 ⑥	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ⑥ 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。			
【回 答】			
市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導が可能となるよう短期保険証の交付を行っているところであります。 また、市町村においては、特別の事情がないにもかかわらず、保険料(税)が未納の場合は、公平性の観点から差押えなどの滞納処分が実施されることとなりますが、滞納処分については、法令に基づき適正に行われるものであり、滞納処分に先立ち、滞納者に対して分納の相談に応じているところであります。			

要請番号	【 1 】 2 ⑦	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ⑦ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。			
【回 答】			
一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者で、保険者が一部負担金を支払うことが困難であり、減免の必要があると認めた者に対して行うことができることとなっております。 減免制度の周知については、市町村が個々の実状に応じて減免内容を制度化しているため、個々の市町村において適切になされるものと考えております。 また、減免規定を設けるかどうかということについては、市町村において判断されるものであります。			

要請番号	【 1 】 2 ⑧	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
2. 国保の改善について ⑧ 70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。			
【回 答】			
高額療養費の申請については、高額療養費制度の要件に該当された方に対して、申請に関するお知らせを全市町村で送付しており、申請漏れがないように取り組んでいるところであります。 更に、70歳から74歳の方の高額療養費支給申請手続の簡素化(手続を初回申請のみとするもの)について、実施要綱のひな形作成や実施にあたって必要となる電算システム改修の経費の補助を行っております。			

要請番号	【 1 】 3 ①	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療グループ
【要請内容】			
3. 後期高齢者医療について ① 低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。			
【回 答】			
後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料の軽減については、高齢者の医療の確保に関する法律により所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準が示されており、その基準に基づき後期高齢者医療広域連合が保険者としての実情にあった軽減制度を設けているものと考えております。 また、低所得者に対する独自の保険料軽減制度を設けるかどうかということについては、後期高齢者医療広域連合において判断されるものであります。 窓口負担につきましては、療養の給付を受ける者の義務として高齢者の医療の確保に関する法律に規定されているものです。 なお、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者に対しては、後期高齢者医療広域連合の条例に定めるところにより、窓口負担の減免を行うことができることとなっております。			

要請番号	【 1 】 3 ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療グ ループ
【要請内容】			
3. 後期高齢者医療について ② 一部負担金減免について、生活保護基準の 1. 4 倍以下の世帯も対象 としてください。			
【回 答】			
一部負担金の減免については、後期高齢者医療広域連合の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者に対して、行うことができることとなっております。 どのような減免規定を設けるのかということについては、後期高齢者医療広域連合の判断によるものであります。			

要請番号	【 1 】 3 ③	所管課 室・グ ループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療グルー プ
【要請内容】			
3. 後期高齢者医療について ③ 高額療養費および葬祭費の申請漏れが生じないように最善の手立てを 尽くしてください。			
【回 答】			
高額療養費制度の要件に該当された方に対しては、後期高齢者医療広域連 合が申請に関するお知らせを送付しています。また、葬祭費の支給につい ては、死亡の届出の際に窓口である市町村が手続きの案内をしているもの と認識しております。			

要請番号	【 1 】 4	所管課室・ グループ	税務課 徴収グループ
【要請内容】 税の徴収、滞納問題への対応など			
4. 税の徴収、滞納問題への対応など 税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第 15 条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。			
【回 答】			
本県では、広島高裁判決事例である預金口座に入金された差押禁止財産の差押えについては、従来から慎重に取り扱っており、預金債権であることをもって直ちに差押えをすることなく、個々の事例により判断しております。 また、個々の滞納事案への対応は、これまでと同様に、病気など止むを得ない事情で納税ができなくなった方々に対しては、必要な納税相談を行うとともに、地方税法第 15 条に定められております徴収猶予や延滞金の免除などの納税緩和措置の適用も含め、法令に基づき適切に行ってまいります。			

要請番号	【 1 】 5 ①	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
5. 生活保護について ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いたです」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。			
【回 答】			
生活保護の相談・申請にあたっては、必ず申請意思の有無を確認したうえで申請手続きを行うよう、また、就労や親族の扶養の可否について、あたかも申請の条件と誤解されるような行為は、厳に慎むよう、各福祉事務所に対し、担当者会議や指導監査等の機会を捉えて指導しているところであります。 また、生活保護の実施にあたりましては、厚生労働省が示した「保護の実施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう、福祉事務所を指導しております。			

要請番号	【 1 】 5 ②	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
5. 生活保護について ② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。			
【回 答】			
ケースワーカーなどの配置数については、社会福祉法第 16 条において標準数が規定されており、これに基づき配置するよう各福祉事務所に対し、指導しております。 また、現業員（ケースワーカー）研修、査察指導員研修等の実施により、生活保護事務担当者の資質向上を図っているところです。			

要請番号	【 1 】 5 ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
5. 生活保護について ③ 行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。			
【回 答】			
行政側のミスによるものであっても、保護費が過大に支給されれば、結果として当該世帯は生活保護基準を上回る給付を受けることになりますので、返還を求めることはやむを得ないと考えております。			

要請番号	【 1 】 5 ④	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
5. 生活保護について ④ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。			
【回 答】			
資産調査は、国の通知に基づき、生活保護受給者から、少なくとも年1回の資産申告を求め、福祉事務所が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう定められております。 収入未申告等不正な手段により蓄えられたものでないことを確認し、預貯金等の使用目的を聴取することで、計画的な支出等について助言指導を行うこととしており、御理解をいただきたく思います。 なお、福祉事務所には、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意するよう指導をしております。			

要請番号	【 1 】 5 ⑤	所管課室・ グループ	地域福祉課 生活保護グループ
【要請内容】			
5. 生活保護について ⑤ 夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。			
【回 答】			
生活保護は、国が基準を定めて、最低限度の生活を保障する制度であり、エアコンの購入費用や電気代について、県単独での助成は考えておりません。			

要請番号	【 1 】 6 ①	所管課名・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グ ループ
【要請内容】			
6. 福祉医療制度について ① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。			
【回 答】			
福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくためには、不断の見直しが必要であることから、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、市町村や医師会等関係団体の方々からご意見を伺う場を設け、様々な議論を行いました。 この結果を踏まえ、平成 25 年 6 月 3 日の知事記者会見において、福祉医療制度についての現段階での基本的考えを公表したところです。 その中で、当面、一部負担金の導入はしないこととし、制度が持続可能なものとなるよう引き続きさまざまな観点からの議論は継続することなどを明らかにしております。 福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくために、引き続き必要な議論、研究は進めてまいりたいと考えております。			

要請番号	【 1 】 6 ②	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【要請内容】			
6. 福祉医療制度について ②子どもの医療費無料制度を 18 歳年度末まで実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。			
【回 答】			
本県の子ども医療費助成につきましては、「所得制限なし」、「一部負担金なし」で、通院については小学校就学前、入院にあっては中学校卒業までと全国でも高い水準にあります。 実施主体である市町村の状況をみますと、地域のニーズをふまえたそれぞれの政策的判断により、県の助成制度をベースとして順次拡大が図られております。 一方、県としましては、子ども医療をはじめとする福祉医療制度は、限られた財源の中で、入院時食事療養費の取扱いを含め持続可能な制度として維持することが課題であると考えております。 なお、子ども医療については、全国の自治体で独自の軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、医療保険制度の見直しや新たな助成制度の創設など、全国一律の制度となるよう、国に対して継続的に要請しております。			

要請番号	【 1 】 6 ③	所管課室・ グループ	医務課こころの健康 推進室・精神保健グ ループ
【要請内容】			
6. 福祉医療制度について ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳 1・2 級を所持していない自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。			
【回 答】			
精神障害者への医療費助成制度については、障害者医療費助成制度の対象の拡大として平成 20 年度から実施しており制度の拡大に当たっては、精神疾患は適切な医療を受けることで症状の回復の可能性があります、治療の継続の確保が重要であるという認識のもと、全ての市町村において円滑に実施できるよう、制度の実施主体である市町村と協議を重ねた結果、精神疾患に係る医療を助成対象とすることとしたものです。 その後、市町村単独事業として助成対象を全疾患に拡大するところが増え、令和元年 10 月 1 日現在、県内の 54 市町村のうち全疾患を助成対象とする市町村は、通院医療と入院医療ともに 52 市町村となっています。 また、助成対象者は、特に障害の程度が重く、医療費の負担が大きいと考えられる重度の精神障害者として精神障害者保健福祉手帳の 1・2 級としています。これは、障害者医療制度のうち、身体障害者手帳 1～3 級を対象とする身体障害者、IQ50 以下の中度以上を対象とする知的障害者と障害の等級は同程度のものとなっております。 福祉医療制度は対象者・補助額ともに規模が大きく、制度を今後も安定的に継続していくことが、大きな課題となっており、県としては、精神障害の助成対象及び助成対象者について、当面は現行の対象範囲を維持していきたいと考えております。			

要請番号	【 1 】 6 ④	所管課名・ グループ	高齢福祉課 生きがい・福祉医療グ ループ
【要請内容】			
6. 福祉医療制度について ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。			
【回 答】			
福祉医療制度の一つであります後期高齢者福祉医療費給付制度につきましては、実施主体であります市町村とも調整を行い、平成 20 年度に福祉医療全体の見直しの中で、現在の制度となっているところであります。 福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度とすることが課題であることから、当面は現行制度を維持したいと考えているところです。			

要請番号	【 1 】 6 ⑤	所管課室・ グループ	健康対策課 母子保健グループ
【要請内容】			
6. 福祉医療制度について ⑤妊産婦医療費助成制度を創設してください。			
【回 答】			
妊産婦医療については、一部の自治体において、独自の助成制度を設けている例があることは把握しております。 しかしながら、妊産婦医療に係る負担軽減策については、お住まいの地域により差が出ることは望ましくないことから、国において、全国一律の制度として実施されるべきものと考えております。 このため、本県独自の助成制度は、考えておりません。			

要請番号	【 1 】 7 (1) ①	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【要請内容】			
7. 子育て支援について (1) 「子供の貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進するように援助してください。 ① ひとり親世帯などに対する自立支援計画を策定し、自立支援（教育・高等教育職業訓練）給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。			
【回 答】			
母子及び父子並びに寡婦福祉法において、都道府県等はひとり親家庭等に対する自立促進計画の策定が努力義務とされており、本県においては、今年度策定する「あいちはぐみんプラン」に「自立促進計画」を盛り込む予定としております。 ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するため支援する「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」の支給、生活援助・保育サービスを行う家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」の市町村助成等についても本計画に位置付けた上で実施し、ひとり親家庭等に対する切れ目のない総合的な支援を提供しております。			

要請番号	【1】 7 (1) ②	所管課名 ・グループ	地域福祉課 子ども未来応援グループ
【要請内容】			
(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進するように援助してください。 ② 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。			
【回 答】			
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正法が本年9月7日に施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」が今年度中に改正される予定です。これらを踏まえて次期「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策をより一層推進してまいります。 <無料学習塾について> 福祉事務所設置自治体が「無料学習塾」に取り組む場合は、生活困窮者自立支援法による「子どもの学習支援事業」を行うことができることから、各市には、国庫補助金を活用することにより、地域の実情に応じた「子どもの学習支援事業」が実施されるよう、引き続き、未実施の市に働きかけてまいります。 また、県が実施主体となる町村部では、町村と協力しながら、全ての町村で実施されるよう、検討してまいります。 <子ども食堂について> 県では、すべての子どもが輝く未来の実現に向けて、子どもの貧困対策を更に充実・強化するため、県民の皆様からの寄附の受け皿として、新たに「子どもが輝く未来基金」を2019年3月に造成いたしました。この基金を活用して、子ども食堂の開設や子ども食堂における学習支援の取組への補助を行っております。 また、愛知県社会福祉協議会に「子どもの居場所応援プラザ」を設置し、子ども食堂を開設・運営するうえでの様々な相談に応じるため、専門の窓口を開設いたしました。 県としては、こうした取組により、子ども食堂が身近な地域で開設され、子どもたちにとって、安心して過ごせる居場所として定着していくよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。			

要請番号	【 1 】 7 (2)	所管課室・ グループ	財務施設課 振興・募集計画グループ
【要請内容】			
7. 子育て支援について (2) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。			
【回 答】			
修学困難な児童及び生徒に係る就学援助は、学校教育法の規定により市町村が実施主体となっており、県においては、生活保護法に規定する要保護者への支援である「要保護児童生徒援助費補助金」について、市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務、及び国の委任による補助金の支出事務のみを行っています。また、要保護に準ずるものとして市町村から認定を受けた準要保護者への支援である「準要保護児童生徒援助費補助金」に係る支給基準及び支給内容については、それぞれの市町村が設定することとなっています。 本県といたしましては、国からの就学援助に係る諸通知がある都度、その趣旨を理解の上、事業実施するよう市町村に対し通知し、制度の周知を図っています。また、「要保護児童生徒援助費補助金」については国庫補助金、「準要保護児童生徒援助費補助金」については、国からの税源移譲及び地方交付税により財源措置されていることから、市町村が必要な援助を行うことができるように、国庫補助金の所要額の確保や十分な財源措置を講じることについて、国に要望しているところです。 入学準備金の新学期開始前の支給につきまして、「要保護児童生徒援助費補助金」については、平成29年度、国の交付要綱が改正され、小学校入学前の支給も補助対象となるように改善されています。「準要保護児童生徒援助費補助金」については、文部科学省の調査によると、全ての市町村で実施済み、あるいは来年度の入学生から実施予定となっていますが、県といたしましては、こうした情報を会議などの場において広く周知をしていきたいと考えています。			

要請番号	【1】 7 (3)	所管課室・ グループ	保健体育課 給食グループ
【要請内容】			
7. 子育て支援について (3) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。			
【回 答】			
学校給食の実施に必要となる経費につきましては、施設設備及び運営に関する経費は学校の設置者である市町村等の負担とし、それ以外の経費（食材料費）は保護者負担とすることが学校給食法に定められております。 文部科学省の通知によりますと、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないと解釈されているため、本県においても会議の場等で情報提供等をしていきます。 なお、市町村においては、子育て支援や少子化対策を目的とした独自の給食費補助制度をすでに設けているところもあります。 また、給食費未納の原因は、文部科学省の調査結果からも保護者の「責任感や規範意識が低いこと」と「経済的な問題」の2つにほぼ限られることから、まずは、保護者に対して、学校給食の意義や果たす役割をよく理解していただくことと、生活保護による教育扶助や就学援助制度について正しく知っていただくことが重要であると考え、対応に当たっております。			

要請番号	【 1 】 7 (4) ①	所管課室・ グループ	子育て支援課 施設認可・指導G
【要請内容】			
7. 子育て支援について (4) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、県としても施策を実施・拡充してください。 ①認可保育所の整備・増設ができるように補助を行ってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。			
【回 答】			
認可保育所や認定こども園の整備については、子育て支援対策基金事業費や認定こども園施設整備費補助金により、市町村とともに支援を行っており、昨年度は社会福祉法人等が設置する 21 の保育所等へ補助を行いました。 また、保育士確保対策としては、保育士の養成、処遇改善による離職防止、潜在保育士の再就職支援を柱に取り組んでいるところです。 具体的には、保育士の養成については、養成施設の学生に対する修学資金の貸し付けや、保育士養成施設に対し保育所等への就職率の上昇に応じて助成を行うほか、殊遇改善による離職防止策として、保育士業務の負担を軽減するため、保育補助者や保育支援者の雇上げに対する助成を行っています。 さらに、潜在保育士の再就職支援として、「保育士・保育所支援センター」において、専任コーディネーターによる就労支援や、ハローワークにおける巡回相談、保育士就職支援フェアの開催などに取り組んでおり、今年度は、新たにコーディネーターを 2 名増員しマッチング機能を強化したほか、保育士登録簿を活用した現況確認調査を行うなど、より一層の再就職支援に取り組んでいるところです。			

要請番号	【1】 7 (4) ②	所管課室・ グループ	子育て支援課 施設認可・指導G
【要請内容】			
7. 子育て支援について (4) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、県としても施策を実施・拡充してください。 ② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。			
【回 答】			
認可外保育施設については、年 1 回立入調査を行っており指導監督基準を満たすよう指導を行っております。 また、本年度から、立入調査の結果を県 WEB ページで公表するほか、認可外保育施設の職員を対象とした研修や、巡回指導を新たに実施し、認可外保育施設の質の向上に努めております。			

要請番号	【 1 】 7 (4) ③	所管課室・ グループ	子育て支援課 子育て給付G
【要請内容】			
7. 子育て支援について (4) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、県としても施策を実施・拡充してください。 ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施してください。			
【回 答】			
令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、これまで保育料の一部として徴収されていた副食費が公定価格から除外され、以前から実費徴収とされていた主食費とともに、食材料費全体が実費徴収となりました。 これは、食材料費については、自宅で子育てを行う保護者と同様に、保育所等を利用する保護者の方にも御負担いただくべきという考え方や、他の福祉施設においても食材料費は実費負担いただいていることとの整合性などから、無償化の対象から除くこととされたものです。 また、利用者負担の独自軽減を行っていた市町村においては、今般の無償化により、副食費の世帯負担が無償化以前の利用者負担を上回る場合がありますが、県としましては、無償化により、市町村が独自に負担していた部分に国・都道府県の負担が入ることで軽減される財源を活用するなどし、市町村の実情に応じて必要な減免等措置を講じていただきたいと考えております。			

要請番号	【1】 7 (5)	所管課室・ グループ	児童家庭課 児童虐待対策グループ
【要請内容】			
7. 子育て支援について (5) 児童福祉法の改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、福祉司・心理司などの専門職員の増員を行うとともに、研修システムと待遇の改善を行ってください。また2か所しかない一時保護所の増設を行ってください。			
【回 答】			
児童相談所の専門職員の増員については、平成28年に国が策定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成29年度からの3年間で、計48名増員しました。今後につきましても、昨年策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、計画的に増員を進めてまいります。 職員研修につきましては、法律で義務づけられている児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修を始め、その他にも職種や経験年数に応じた研修を計画的に実施しております。さらに、今年度からは、若手職員の実践力を強化するための研修や、若手職員の指導育成にあたる、スーパーバイザーの指導・育成技術向上のための研修を新たに実施しております。 職員の待遇改善といたしましては、働きやすい職場環境づくりのため、職員の増員に伴い狭隘化する児童相談所の施設の増築を進めるとともに、児童記録の作成等の事務処理業務の効率化を図るシステム改修を行うなど、職場環境や業務の改善にも取り組んでおります。 また、一時保護所につきましては、増加する一時保護に対応するため、今年度3か所の児童養護施設に一時保護専用施設を順次開設することとしております。			

要請番号	【 1 】 8 ①	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害者対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。			
【回 答】			
グループホーム等の各種障害福祉サービス事業所の整備については、国の補助制度を活用し、整備費に係る補助を行っているところであります。 なお、障害者が長期に入所する障害者支援施設については、障害福祉計画で施設入所者の地域移行を進める方針としていることから、新規設置は困難ですが、引き続き、国の補助制度を活用するなどにより、2018 年度から新たに制度化された日中支援型グループホームを含め、障害のある方が地域で安心して生活できる場の整備を図ってまいります。			

要請番号	【 1 】 8 ②	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。			
【回 答】			
在宅の生活を送る障害者に対して生活全般の援助を行う居宅介護や重度訪問介護の支給にあたっては、国が定める「介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を踏まえ、利用者毎に作成される個別支援計画に基づき、各市町村において、支給決定されています。 県としては、市町村に対し、福祉相談センターを通じて自立支援給付事務等に関する指導を行っており、引き続き、自立支援給付事務の適正化に向けて努めてまいります。			

要請番号	【 1 】 8 ③	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ③移動支援(地域生活支援事業)を通園・通学・通所・ 通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。			
【回 答】			
障害者等の移動支援につきましては、市町村事業の必須事業に定められており、各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況・ニーズに応じた柔軟な形態で実施することとされております。 まず、障害者の通勤につきましては、重度障害者等の通勤を容易にするための措置を行う場合の費用の一部を助成する「障害者雇用納付制度における重度障害者等通勤対策助成金」を利用することができます。 次に、通学等につきましては、2019 年 7 月に本県が構成員である「16 都道府県障害福祉主管課長会議」において、「教育機関による合理的配慮、福祉と教育の役割分担を整理」することを要望いたしました。 また、事業所への通所につきましては、事業所による送迎の実施を評価し、その費用を手当てする加算が措置されております。 最後に、入所施設利用者につきましては、「市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護・同行援護等について支給決定を行うことが可能である」とされております。			

要請番号	【 1 】 8 ④	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。			
【回 答】			
院内における看護については、厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(2012 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 2 号) により「看護は、当該保険医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、原則として医療機関において必要な体制を整えるべきものとされています。 ただし、通院においては、医療機関での看護職員による対応ができない場合のみ、例外的にヘルパーの派遣が認められております。 また、2018 年 4 月の報酬改定により、重度訪問介護について、入院時も一定の支援が可能となりましたが、対象者は「障害支援区分 6」の者のみとなっており、「障害支援区分 4 及び 5」の者は、自宅であれば重度訪問介護の支援を受けられるにも関わらず、入院すると重度訪問介護の支援を受けることができません。 そのため、2019 年 7 月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、「「障害支援区分 4 及び 5」の者も入院時の支援を受けられるようにすること。」及び「自宅でヘルパーから受けられる支援と同内容の直接支援を入院時も受けることができるようにすること。」との要望をいたしました。 なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行うことができます。			

要請番号	【 1 】 8 ⑤	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。			
【回 答】			
福祉サービスの利用者負担は、家計の負担能力その他の事情をしん酌して、利用者負担の月額上限額が定められており、市町村民税非課税世帯など低所得者については、免除措置が講じられているところです。 また、給食費の実費負担については、補足給付費により軽減措置がとられています。 いわゆるホテルコストを含む利用者負担については、国が制度として全国統一して実施すべき事項であり、2019 年 7 月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、利用者負担について「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること」等の要望をいたしました。			

要請番号	【 1 】 8 ⑥	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。 3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。			
【回 答】			
介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の規定により、介護保険法に基づくサービスが優先されますが、一律に優先適用するものではありません。 その具体的な運用は、2015年2月18日付けの厚生労働省の通知により、個別のケースに応じて、介護保険サービスにより適切な支援が受けられるか否かを、「申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」、また、「介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めること」等が示されています。 県としましては、市町村に対し当該通知を周知するとともに、市町村の実地指導において、その適切な運用を求めているところであります。 また、高齢障害者の利用者負担軽減制度については、2017年11月14日付で厚生労働省から通知があり、各市町村に周知を図っております。			

要請番号	【 1 】 8 ⑦	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、県でも補助してください。			
【回 答】			
県といたしましては、人員基準は国が制度として全国統一して定めるべき事項であり、人件費も含めた運営費用はサービス報酬で算定されるべきであると考えております。 2019 年 7 月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、国に対して、「グループホームにおいて重度障害者に対応するため、夜間に夜勤職員及び宿直職員を配置している事業所もあるため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の片方を選択し請求するのではなく、双方の要件を充たした場合は双方を請求できるようにするなど、夜間支援の体制に係る報酬加算を拡充すること。」との要望をいたしました。			

要請番号	【 1 】 8 ⑧	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
8. 障害者・児施策の拡充について ⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために報酬単価の引き上げを、国に要望し、県でも補助してください。			
【回 答】			
国に対して、2019 年 7 月に、本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、 「事業者の経営基盤強化のため、2018 年度の障害福祉サービス報酬改定及び 2017 年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」 との要望をいたしました。 なお、人件費を含めた運営費用は、サービス報酬で算定されるべきであると考えていることから、県単独での補助は考えておりません。			

要請番号	【 1 】 9 ①	所管課室・ グループ	健康対策課 感染症 G
【要請内容】			
9. 予防接種について ①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。			
【回 答】			
平成 25 年の予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議により、定期接種化の検討が求められていた流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）及びロタウイルスワクチンのうち、ロタウイルスワクチンについては、令和元年 10 月の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和 2 年 10 月から定期接種に位置づけられました。流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）については、安全性等に関して継続審議中ではありますが、県としましては、疾病の発生そのもの及びまん延の防止による集団防衛に重点を置いた予防接種は、全国一律に推進されることが必要であると考えており、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、国に対し早急に定期接種化を行うよう要望しております。 子ども等へのインフルエンザワクチンについては、一部の市町村において独自に助成制度を設けておりますが、本県としましては、各市町村における制度設計等の参考とできるよう、各市町村の助成制度をとりまとめ、さらに市町村への還元を行っております。 また、麻しん（はしか）については、空気感染し感染力が極めて強く、全国で患者が増加していることから、集団防衛が必要と考えられるため、予防接種法上 1 回のみの世代の者に対する定期接種（2 回目）の追加接種を、また、定期接種を受けていない者が行う予防接種に対し国として公費助成するよう国に要望しております。			

要請番号	【 1 】 9 ②	所管課室・ グループ	健康対策課・ 感染症 G
【要請内容】			
9. 予防接種について ②高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の助成制度を設けてください。			
【回 答】			
高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成 26 年 10 月 1 日から予防接種法上の定期接種とされ、①65 歳の者及び②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者が対象になっており、さらに時限的措置として、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる者についても当初は平成 31 年度まで対象とされていたものが令和 5 年度まで延長されております。 この高齢者肺炎球菌ワクチンの費用については、国の地方交付税と市町村の予算で負担するものとされており、自己負担額については、定期接種の実施主体である市町村が決定し、ほとんどの市町村で 2,000 円から 2,500 円程度で接種ができるようになっております。（低所得者以外から実費徴収可能とされている。） 県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、各市町村における負担額の設定の参考とできるよう、各市町村の自己負担額の状況を取りまとめ、さらに市町村への還元を行っております。			

要請番号	【1】10①	所管課室・ グループ	健康対策課 母子保健グループ
【要請内容】			
10. 健診・検診について ①産婦健診の助成対象回数が2回に拡充できるように援助してください。			
【回 答】			
本県では、すべての市町村において産婦健診が実施されておりますが、助成対象回数を2回としているのは、2019年4月時点で、11市村に留まっております。 産婦健診助成事業は、市町村が実施主体として、費用の二分の一を国が負担し、残りを市町村が負担しており、国は、最大2回まで助成対象としています。 本県といたしましても、自治体間で差がでないよう、産婦健診助成事業への十分な活用を各市町村へ働きかけを行って参ります。			

要請番号	【1】10②	所管課室・ グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【要請内容】			
10. 健診・検診について ②妊産婦歯科健診への助成制度を設けてください。			
【回 答】			
妊産婦歯科健康診査は、母子保健法第13条により「必要に応じ健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と規定された事業に位置付けられており、市町村の任意の母子保健事業の一つとして、地方交付税措置により実施されています。 本県では、平成30年度は54市町村のうち53市町村で実施しており、妊娠中から産後1年以内の期間において、1～5回（平均1.4回）の受診機会があり、いずれの市町村においても自己負担はありません。 県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、市町村ごとの歯科健診データを含めた実施状況を取りまとめ、市町村へ還元するとともに、未実施の市町村に働きかけ、妊産婦の歯と口腔の健康づくりのさらなる推進を図ってまいります。			

要請番号	【1】 10③	所管課室・ グループ	健康対策課 歯科・栄養グループ
【要請内容】			
10. 健診・検診について ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置するよう援助してください。			
【回 答】			
現在、県の12保健所のうち、4保健所において常勤の歯科衛生士を複数配置しており、8保健所では兼務で対応しております。 市町村保健センターでは、名古屋市・中核市を除く50市町村のうち、30市町村で45名（常勤34名、非常勤11名）の歯科衛生士の配置があります。このうち、常勤の複数配置は8市町村であり、昨年度と比べ2市町で増加しています。また、20市町村では未配置です。 県としましては、保健所業務を円滑に進めるための歯科衛生士の適正配置に努めてまいります。市町村に対しましては、県内市町村における歯科衛生士の配置状況について情報共有を行い、配置がない市町村への配置の働きかけを行うとともに、人材育成や技術支援を行ってまいります。			

要請番号	【1】 1 1 ①	所管課室・ グループ	医務課地域医療支援室 医師確保推進グループ 医務課 看護グループ
【要請内容】			
1 1. 地域医療について ①愛知県の人口 10 万人に対する医師数・看護師数は、全国平均よりも低位です。県として全国平均を超える目標を持った計画を作成し、抜本的な増員対策を強めてください。 「看護職員需給推計」では、夜勤体制の改善や夜勤回数の軽減、年休や母性保護、超過勤務解消など勤務条件の抜本的改善を踏まえた必要数を設定してください。看護職員修学資金貸付制度は継続・拡充してください。			
【回 答】			
2018（平成 30）年 7 月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 79 号）が制定され、改正された医療法により、都道府県は医療計画の一部として「医師確保計画」を今年度中に策定し、2020 年度から当該計画に基づく医師確保対策を推進することとなりました。 医師確保計画の策定に当たり算出することとされた医師偏在指標（人口 10 万人対医師数に、医療需要や人口構成、医師の性別・年齢分布等を考慮して算出した医師数）の暫定値では、本県は全国 27 位となっており、「平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査」の人口 10 万対医師数（医療施設従事者）の結果（全国 38 位）より順位が上がっていますが、全国と比べると医師が少ない状況に変わりはありませんので、医師確保計画に基づき今後も医師確保対策を推進していきます。 本県の看護対策については、平成 22 年 12 月に策定した「第七次看護職員需給見通し」を踏まえ、看護職員の確保に努めております。第七次以降の需給見通し策定に向けては、従来の積み上げ方式ではなく、医師の需給推計方法との整合性を図りつつ、将来の医療需要を踏まえた算定方法とするべく、国において議論が重ねられ、今般、「看護職員需給推計」の実施方法が示されるとともに、各都道府県において、これに基づく推計を行ったところで、需給推計は、国の示す「推計ツール」を用いて、2025 年における看護職			

員の需要及び供給見込数を算出するもので、超過勤務や有給休暇の状況など勤務環境の改善を踏まえた3つのパターンを設定して、必要数を試算しております。推計結果及び今後の対応策等については、現在、国で精査、検討中ですが、本県においても、今後はこれらの結果を踏まえた看護対策を実施していく必要があると考えております。

また、本県の「看護修学資金貸付金」につきましては、県内の看護師等養成所に在学する方に修学資金を貸与し、県内の病床数200床未満の病院等への就業を促進する制度として実施してきましたが、近年、200床未満の病院等へ就職せず、貸付金を返還する方の割合が増加してきたことなどから、事業実施の効果が薄れてきたと判断し、今年度より新規貸与を中止しました。県としては、看護師の離職防止や再就業支援の取組を推進し、中小病院等の看護師確保につなげていきたいと考えております。なお、へき地医療機関の看護師確保を図るための「へき地医療確保看護修学資金」については、継続して実施してまいります。

要請番号	【 1 】 1 1 ②	所管課室・ グループ	医療計画課 医療計画グループ
【要請内容】			
1 1. 地域医療について ② 地域医療構想における将来の「医療需要」や「病床の必要量」の推計を前提とした機械的な策定は行わないでください。（前段）			
【回 答】			
地域医療構想で定めた「病床の必要量」は、各構想区域の 2025 年における医療需要に対応するための病床数を推計したものであり、病床の機能分化及び連携を推進するための目標になるものです。この推計された病床数に基づき、県が病床を機械的に削減していくというものではありません。 「病床の必要量」を明らかにすることにより、医療関係者が将来の医療需要の状況を共有し、その上で各医療機関がそれぞれの方針を踏まえ、医療関係者間での協議に基づく自主的な取組を促進していくことで、将来のあるべき医療体制を実現しようとするものです。			

要請番号	【 1 】 1 1 ②	所管課室・ グループ	病院事業庁経営課 経営企画・予算 G
【要請内容】			
1 1. 地域医療について ②県立病院の縮小再編を行わず、県民の医療に責任を持ってください。 (後段)			
【回 答】			
県立病院として、求められる高度・先進的な専門医療と政策医療を提供してまいります。			

要請番号	【 1 】 1 1 ③	所管課室・ グループ	地域福祉課 民間福祉活動支援グ ループ
【要請内容】			
1 1. 地域医療について ③無料低額診療事業を推進し、実施する医療機関に対し支援（補助金・税負担軽減等）の拡充を行ってください。県民への周知に向け県のホームページでの広報を行ってください。			
【回 答】			
無料低額診療事業の推進につきましては、事業を開始するには国が定めた基準をクリアする必要がありますので、医療機関側の判断もあるかと思いますが、事業開始に向けた相談には随時対応してまいります。 支援の拡充につきましては、国や他県の動向等を注視しつつ、必要な場合、検討してまいりたいと考えます。 県のホームページでの広報につきましては、県所管の実施事業者は現在、一宮市内の 1 事業者のみであり、その他は政令指定都市、中核市所管となりますが、県所管以外の情報を漏れることなく随時更新していくことは難しいと考えます。県所管分については、今後、増加していくようでしたら県のホームページでの紹介も考えてまいります。			

要請番号	【2】①	所管課室・グループ	国民健康保険課 保険・後期高齢者医療グループ
【要請内容】			
【2】国に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。 ① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。			
【回 答】			
国は、経済財政運営と改革の基本方針2018「骨太の方針」（平成30年6月15日）において、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世帯間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。」としております。 そして骨太方針2019（令和元年6月19日閣議決定）では、骨太方針2018及び改革工程表の内容に沿って検討を進め、骨太方針2020において給付と負担の在り方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめることとされております。 このため、国に対して、「後期高齢者医療制度における窓口の在り方（1割→2割）の検討においては、必要な医療へのアクセスが阻害されることのないよう、特に、低所得者及び障害者には十分配慮すること。」との要請をしております。（令和元年7月25日に、本県より「令和2年度国の施策・取組に対する愛知県からの要請」を厚生労働省あて提出したものです。）			

要請番号	【 2 】 ②	所管課室・ グループ	国民健康保険課 国保運営 G
【要請内容】			
② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料（税）にするために、十分な保険者支援を行ってください。 病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。			
【回 答】			
平成 30 年度からの国民健康保険制度改革に併せて、毎年 3, 400 億円の公費が投入されておりますが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度としていくためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要と考えております。 このため、国に対しては、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、そのために必要な財源については、国が責任をもって確保することを要請しております。 なお、傷病手当、出産手当については、市町村の条例に定めるところにより行うことができることとなっており、条例の制定は、市町村の判断により行われるものであります。しかし、新たに傷病手当、出産手当といった任意給付を行うためには、財源を確保しなければならないため、保険財政に余裕がある市町村でなければ実施は難しいものと考えております。			

要請番号	【 2 】 ③	所管課室・ グループ	福祉総務課 総務・企画・広報グループ
【要請内容】			
③ マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。			
【回 答】			
年金制度等の施策は国の直轄事務でありますので、県としましては今後も国政の場における議論の状況を見守りつつ、適切に対応をしていきたいと考えております。			

要請番号	【2】④	所管課室・グループ	高齢福祉課 介護保険企画・審査G 介護保険指定・審査G
【要請内容】			
④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。			
【回 答】			
介護保険における国負担の1つである財政調整交付金について、従来から、適正な調整機能の確保のため人口構造の変化等を踏まえた算定方法の見直しを要望してまいりましたが、平成30年度から財政調整交付金の算定に係る年齢区分が3区分に細分化され、調整機能の強化が図られております。 また、平成27年度から実施されている消費税増税分を財源とした新たな公費負担による低所得高齢者の保険料軽減について、今年度から来年度にかけて軽減の拡大が実施されますが、更なる拡大を行うよう、国に対し要望を行っております。 軽度者への支援のあり方については、国の社会保障審議会介護保険部会から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行等の状況を踏まえて検討を行うことが適当、との意見が出されているところであり、今後の検討の動向を十分に注視してまいります。 「介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護報酬改定において、介護職員の更なる給与改善を図ること」を国に要望しています。（令和元年10月31日に、厚生労働省に直接要望している。） また、「介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること」、「『新しい経済政策パッケージ』において示された、消費税増税に伴う処遇改善として創設された介護職員等特定処遇改善加算については、介護従事者全体の処遇改善を図ることを前提に、確実に実施するとともに、加算の取得に係る手続きの簡素化を図ること」を国に要望しています。（令和元年8月23日に全国知事会（高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム）を通して要望している。）			

要請番号	【 2 】 ⑤	所管課室・ グループ	児童家庭課 家庭福祉グループ
【要請内容】			
⑤ 18 歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。			
【回 答】			
子ども医療については、全国の自治体で独自の軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、医療保険制度の見直しや新たな助成制度の創設など、全国一律の制度となるよう、国に対して継続的に要請しております。			

要請番号	【2】⑥	所管課室・ グループ	障害福祉課 地域生活支援グループ 事業所指定・指導グループ
【要請内容】			
⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。			
【回 答】			
例年、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所等の整備については、必要数を確保できるよう、国に対して当初予算において適切な予算措置を講じるよう要望しております。 本年度も、7月と10月に、地域での生活の場となるグループホームや、地域生活を支える生活介護事業所等の整備が進むよう、厚生労働省へ要望書を提出いたしました。 報酬単価につきましては、県としまして、国に対し、本年7月に「障害福祉サービス費用については、平成30年4月からの報酬改定等の効果を検証し、必要に応じて改善を図ること。」と要請いたしました。 また、本年7月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」においても、「事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」との要望をいたしました。			